

RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント&ファイナンシャルプランニング

2010年11月 第73号 By FP Compass

◇日本FP協会山形支部無料相談会 に参加をしてきました

9月4日(土)に、山形市の霞城セントラル3階にて、日本ファイナンシャルプランナーズ協会山形支部主催の「無料相談会」に登録相談員として、相談業務を行いました。

相談員が2名1組で対応するスタイルで、内容は住宅ローンに係わる相談でした。

FP協会の「無料相談会」は約1時間以内の限られた時間内に相談を行うために、相談者の方々も質問事項をノートなどにしっかり準備をして、真剣に相談されていました。

最後には、大変感謝をされましたが、相談時間が短いことと、同じ人がこの「無料相談会」には申込みができないなど、様々な制限事項があり、改善の必要性を感じました。

10月30日(土)にも、山形テルサに於きまして「FPフォーラムin山形」が開催されます。

13時より木村佳子氏による講演「FPが教える賢いお金運用のポイント」が行われ、15時より「FP無料相談会」が3階の特別会議室にて開催の予定となっています。

今回も相談員として参加してきます。

11月19日(金)には、東京海上日動あんしんコンサルティングとの提携で、山形県立河北病院にて、講演と相談会を行う予定です。

◇あいおいニッセイ同和損害保険 がスタート

10月1日より、MS&ADホールディング傘下初の新損害保険会社「あいおいニッセイ同和損害保険(株)」が船出を致しました。

それに伴い、お互いの経営資源を有効活用するべく、様々な協業の仕組みが行われようとしています。

早速、日本生命TS営業職員様との損害保険における協業が開始する事になりました。

保険会社から要求される高い業務基準に達している代理店だけが参入できる協業プランとなります。

当社は、以前から経営理念に基づき、お客様の真の利益の追求と質の高い情報、サービスを提供するために、正社員による真の組織化、創意と工夫、商品や業務知識、周辺知識の習得、情報収集バックオフィスの充実、セミナーの開催や講演、保険無料相談会などを行ってきた結果だと思えます。

これからも地元に着目をして、契約はゴールではなくあくまでスタートという認識で、長い間の保全(住所変更や各種変更等、給付金や保険金の請求等)を行いながら、最後の保険金を納品するまで責任をもってお取り扱いをさせていただきます。

◇治療の進化で負担増

がん患者は病だけではなく「お金」の問題とも闘わなければなりません。

新しい薬や治療法の登場で生存率は上昇することができますが、金銭的な負担も重くなってきました。

転移・再発がんでは、高額な治療費を生涯に渡って払い続けなければならない場合があります。

医療費が戻される高額療養費制度もありますが、複雑で使いづらいところがあり、患者団体は見直しを求めているとのこと。

再発・転移した乳ガン患者にも効果があるといわれている、画期的抗ガン剤「ハーセプチン」という薬があります。ハーセプチンは、体内の特定の分子をねらい撃ちする「分子標的薬」と呼ばれる新しいタイプの薬です。

(150ミリグラム1瓶で5万6千円/週)

この薬は効果がある一方で、治療に終わりがありません。(毎週通院点滴で治療)

そのために患者やその家族の経済的負担は大きくなっています。

ある49歳の乳ガン患者の女性では、年間の治療費が約170万円ほどかかり、うち自己負担は約80万円近くになるとのこと。

サラリーマンの夫(50歳)と私立大学に通う娘(18歳)と都内の賃貸マンションに住んでおり、パートタイマーで月10万円ほど収入を得ていましたが、薬の副作用で退職せざるを得ませんでした。

それに加えて、生涯治療が必要でその金額もかなりの高額となり、家族に対し罪悪感さえも持つことがあるそうです。

◇欧州で年金改革急ピッチ

EU(欧州連合)の欧州委員会が加盟27カ国の年金の支給開始年齢をまとめました。

2020年以降、男性の場合で英国とアイルランドが68歳、ドイツ、オランダ、デンマークが67歳へと段階的に引き上げる予定となっています。

日本においては、基礎年金を段階的に65歳に引き上げを行っていますが、欧州ではより急ピッチ年金改革に取り組む国が相次いでいます。

フランスでは年金の支給開始年齢を60歳から62歳に引き上げる改革に国民が反発をして、特に学生を中心とした若い世代が抗議のデモを頻繁に行っている模様が毎日のように報道されています。

フランスは、EUの中でも年金改革が出遅れてしまった国の一つであるために、より性急かつ強引に行わざるを得ない状況になっています。

2009年時点ではEU27カ国の内、すでに15カ国が男性の年金支給開始年齢を65歳以上に設定しています。

支給開始年齢の引き上げには、高齢化と財政悪化への対応という背景があります。

日本においても対岸の火事とばかりのんびり構えてて良いのでしょうか。

少子高齢化が世界的にもまれに見るスピードで進み、金額レベルでは、世界最大級の債務を抱えている借金体質財政となれば、そう遠くない将来に於いて日本も公的年金の支給開始年齢引き上げの施策が出ないとも限りません。

◇年金型保険二重課税で

所得税、住民税還付

最高裁が年金払い方式の保険商品に対する相続税と所得税の二重課税は違法と判決した問題で、取られすぎた所得税の還付が10月20日から始まりました。

国税庁は同日、詳細な計算方法や手順をホームページで発表しています。

所得税以外にも住民税や国民健康保険料も還付される可能性もあります。

保険の種類では、家族収入保障保険などの保険金を年金方式で受け取るタイプの生命保険、学資保険で遺族が受給する養育年金、老後に備えた個人年金保険を本人が死亡した後に遺族が相続する場合なども還付の対象となります。

旧簡易保険、損害保険、共済保険等が扱う年金払い方式の保険商品も該当します。

相続だけではなく、例えば年金保険などの贈与を受けた場合もいったん贈与税の対象になっているので、その後年金を受け取る際に課税対象となっていれば、還付対象となります。

所得税は現時点での還付の時効にかからない5年分、つまり2005～2009年分の還付を10月20日から開始しています。

さらに2011年に法改正をしたうえで2000～2004年分の計10年分を還付する方針です。

保険会社などは契約者と年金の受給者が異なる場合などに、相続か贈与があったと推定し、10月20日以降、還付手続きに必要な保険情報を記した通知を発送します。

対象は年金受給時に所得税を源泉徴収(年金額から必要経費を引いた額が25万円以上の場合に行います)されていた人たちになります。

ただし源泉徴収されていなくても、他にも所得があつて確定申告して納税していれば年金分でも課税された可能性があり、その場合は還付対象になります。

要するに、相続や贈与などに伴って年金払い方式の保険金をもらっていれば、税金を納めている年の分は、通知が来なくても還付対象になる可能性があります。

その場合は自主的に保険会社から情報を取り寄せになります。

還付請求は保険会社からの通知書やその年の所得を証明する書類などを持参し、還付の対象年に確定申告していれば「更正の請求」(申告の内容を変える手続き)を行います。

更正の請求はどの年の分に関しても、取扱の変更を知った日から2ヶ月以内に行う必要があります。

その年の分を確定申告していなかった場合は、新たに確定申告します。

期限は原則翌年の1月1日から5年です。

2005年分の還付申告は、5年目に当たる今年末が期限で、対象者は急ぐ必要があります。

ここで、還付は所得税だけではないことも認識しなければなりません。

所得税が減ると住民税も原則減ります。

また、自営業者などが加入している国民健康保険の保険料は基本的に住民税に連動

していますので、国民健康保険料も減る可能性があります。

所得税の還付額だけ計算して、少額だと思って還付手続をしないと損をします。

特に、受取年金額が大きい場合は、住民税や国民健康保険料の還付まで合わせると大きな金額になることもあります。

所得税の還付の手続させれば、自分で何かをする必要はありません。

所得税の還付が認められれば、その情報が市区町村に伝わり、自動的に手続をしてくれます。

所得税は2011年の法改正により計10年分が還付(現行法では還付の時効が5年)されますが、住民税の還付対象は2005～2009年の5年分となります。

健康保険料は各自治体の採用している保険方式によって、還付対象期間が2年分と5年分に分かれます。

また、過去に所得を多く計算されていた結果、受給者が世帯主の扶養控除の対象にならなかった例もありますので、さかのぼって扶養控除の対象になることもあります。

その場合、世帯主の税金も還付対象となります。

◇保険無料相談会のご案内

生命保険・損害保険無料相談会を下記の通り開催しますので、ご希望の方は電話、EメールまたはFAXにてご予約してください。

日程：11月6日(土)・13日(土)・20日(土)

11月27日(土)・12月4日(土)

12月11日(土)・18日(土)・25日(土)

時間 * 10:00～ * 13:00～

* 15:00～ * 17:00～

各90分程度の相談時間となります。

場 所：FPコンパス店舗内

受 付：多田、鈴木まで

◇年末・年始休業のご案内

年末年始の休日が下記の通りとなっておりますので、よろしく願い申し上げます。

平成22年12月30日(木)～

平成23年1月4日(火)まで

損害保険各社の「事故」発生時の連絡先

(すべて365日24時間対応しています)

あいおいニッセイ 0120-024-024

三井住友海上火災 0120-258-365

日本興亜損害保険 0120-258-110

セコム損害保険 0120-210-545

当社では留守番電話となり、1月5日(水)以降の対応とさせていただきます。

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 西塚英樹 木村正照 阿部 信 工藤 進
大西忠兵衛 阿部 尊 高橋治子 佐藤豊彦 佐藤和一 深瀬幸子 多田恵子
土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp